

## 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）並びに瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）、瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第〇号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第〇号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）で使用する用語の例による。

(担当事務等)

第3条 審査会の担任する事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 情報公開条例第22条の規定による諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 個人情報保護法施行条例第12条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な意見を述べること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、評価書に記載され

た特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

- (6) 市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (7) 市議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な意見を述べること。
- (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用並びに個人情報取扱事務に関する状況の報告を受けること。

2 審査会は、前項第3号の規定により諮問され、調査審議する場合に限り、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に該当するものとする。

（委員）

第4条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第3条第1項第1号、第3号、第5号及び第6号における調査審議の手續（会議を含む。）は非公開とするほか、会長は、必要があると認めるときは、審査会に諮って、会議を非公開とすることができる。

（除斥）

第7条 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

（調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条第1項並びに個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（個人情報保護法施行条例第5条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審

査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人（行政不服審査法第2条の規定による審査請求をする者をいう。次条第3項、第11条及び第12条において同じ。）、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第3項、第11条及び第12条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、並びに審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。）を招集してさせるものとする。

- 3 口頭意見陳述においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出するこ

とができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの交付等)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し（電磁的記録にあっては、記載された事項を審査会が定める方法により表示した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとする場合は、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に規定する額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、審査請求人又は参加人が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者であるときその他特別の事情があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(議事録)

第13条 審査会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置された瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員は、第4条第1項の規定により委嘱されたものとみなし、当該委員の任期は同条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日前にされた個人情報保護法施行条例附則第2条第1項の規定による廃止前の瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）の規定により行われた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する同条例第43条第1項に規定する諮問については、第3条第1項第3号及び第6号に規定する諮問とみなす。

別表（第 1 1 条関係）

種別		金額
日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1 枚につき 1 0 円
	カラー	1 枚につき 5 0 円
A 3 判を超える大きさの用紙を用いる場合		A 3 判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。